

○京丹後市災害時避難行動要支援者名簿等の作成及び情報提供に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の規定に基づく避難行動要支援者名簿等の作成及び避難支援等関係者に対する名簿情報等の提供に関し、平常時における名簿情報等の提供に係る要件の特例その他の必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要配慮者 法第8条第2項第15号に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- (2) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの又は避難所等での生活が困難で特に支援を要するものをいう。
- (3) 避難行動要支援者名簿 法第49条の10第1項の規定により作成した避難支援等を実施するための基礎とする名簿をいう。
- (4) 名簿情報等 法第49条の10第2項の規定により、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報及び法第49条の14第3項の規定により、個別避難計画に記載し、又は記録された情報をいう。
- (5) 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (6) 個別避難計画 法第49条の14第1項の規定により、避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者の避難支援等を実施するため作成した計画をいう。

(7) 避難支援等関係者 個別支援計画の作成・実施に関係する市の関係部署、自治区、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会、警察署、消防団及び避難支援者その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。

(個別避難計画の作成方法)

第3条 市長は、個別避難計画の作成にあたり、実効性のあるものとするため、避難行動要支援者の心身状況及び生活実態を把握している福祉専門職並びに地域の医療、看護、介護等の職種団体その他関係者と連携して取り組むものとする。

(名簿情報等の提供)

第4条 市長は、災害の発生に備え、法第49条の11第2項及び第49条の15第2項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報等を提供するものとする。この場合において、名簿情報等を提供することについて避難行動要支援者の同意を得ることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿情報等の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報等を提供することができない。

3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、法第49条の11第3項及び第49条の15第3項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿情報等を提供することができる。

(名簿情報等に係る管理状況の報告等)

第5条 市長は、提供した名簿情報等の管理状況を確認するために必要があると認めるときは、前条第1項又は第3項の規定により名簿情報等の提供を受けた者（以下「名簿情報被提供者」という。）に対し、当該名簿情報等の管理状況に関する報告を求め、又は当該名簿情報等の管理状況を検査することができる。

(名簿情報等の漏えいの防止のための措置)

第6条 名簿情報被提供者は、当該提供を受けた名簿情報等の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(利用及び提供の制限)

第7条 名簿情報被提供者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報等を自ら利用し、又は提供してはならない。

(守秘義務)

第8条 名簿情報被提供者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報等を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、法第49条の13及び第49条の17の規定により、正当な理由がなく、当該名簿情報等に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、京丹後市災害時避難行動要支援者の登録及び個別支援計画の作成に関する要綱（平成21年告示第151号）の規定により登録された避難行動要支援者名簿及び策定された避難行動要支援者個別支援計画については、それぞれ第2条第3号に規定する避難行動要支援者名簿及び同条第6号に規定する個別避難計画とみなす。